



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

ページ

○ 公営企業管理規程

*2 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

..... 1

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第2号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第89条」を「第89条・第89条の2」に、「第8章 雑則（第104条・第105条）」を「第8章 報
第9章 雑

告セグメント（第103条の2）
則（第104条・第105条）」に改める。

第40条中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改める。

第78条第1号中「、立木」を削り、「建設仮勘定」を「建設仮勘定、リース資産」に、同条第2号中「及
びダム使用权」を「、ダム使用权及びリース資産」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 投資その他の資産 投資有価証券、出資金、長期貸付金、基金及びその他投資

第89条の次に次の1条を加える。

(減価償却の特例)

第89条の2 公営企業課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当
する金額に達した後において地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」とい
う。）第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ
その年数について知事の決裁を得なければならない。

第91条第2項中「資金計画」を「予定キャッシュ・フロー計算書」に改め、「ならない」の次に「。こ
の場合において、予定キャッシュ・フロー計算書の作成は間接法による」を加える。

第101条第3号中「繰越資産」を「繰延収益」に改め、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次
の2号を加える。

(5) 資産の評価

(6) 引当金の計上

第103条中「ならない」の次に「。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャ
ッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号
とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 報告セグメント

(報告セグメント)

第103条の2 規則第40条の規定による報告セグメントは、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 工業用水道事業 有田川第1工業用水道、有田川第3工業用水道、紀の川第2工業用水道
- (2) 土地造成事業 工業用地の造成及び分譲

別表収益 (1) 工業用水道事業の表中

| | | | | | | |
|--|--|--|---------|--|---|---|
| | | | 他会計補助金 | | 収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの | を |
| | | | 他会計補助金 | | 収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの | に |
| | | | 長期前受金戻入 | | 規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち、営業外収益として整理するもの | |

改める。

別表収益 (2) 土地造成事業の表中

| | | | | | | |
|--|--|--|---------|--|---|---|
| | | | 負担金 | | | を |
| | | | 負担金 | | 規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち、営業外収益として整理するもの | に |
| | | | 長期前受金戻入 | | | |

改める。

別表費用 (1) 工業用水道事業の表中

| | | | | | | |
|--|--|--|--|----------|--|----|
| | | | | 手当等 | 職員の扶養、地域、通勤、特殊勤務、超過勤務、夜勤、宿日直、休日勤務、管理職、期末、勤勉手当等に区分して整理する。 | を |
| | | | | 手当等 | 職員の扶養、地域、通勤、特殊勤務、超過勤務、夜勤、宿日直、休日勤務、管理職、期末、勤勉手当等に区分して整理する。 賞与引当金として計上するための繰入額 | に、 |
| | | | | 賞与引当金繰入額 | | |
| | | | | 修繕費 | 固定資産の修繕に関する費用をいう。 | を |
| | | | | 修繕費 | 固定資産の修繕に関する費用をいう。 修繕引当金として計上するための繰入額 | に、 |
| | | | | 修繕引当金繰入額 | | |

| | | | | | |
|-----|------|-----------------|--|--|----|
| | | | 特別修繕引当金 繰入額 | 特別修繕引当金として計上するための繰入額 | |
| 「 | | | 棚卸資産減耗費 | | を |
| 「 | | | 棚卸資産減耗費 その他引当金繰入額 | 規則第22条の規定により引き当てる その他引当金として計上するための繰入額 | に、 |
| 「 | | | 手当等 退職給与金 | (何) 事業費の同節に準ずる。以下 同じ。 | を |
| 「 | | | 手当等 賞与引当金繰入額 退職給付費 | (何) 事業費の同節に準ずる。以下 同じ。 | に、 |
| 「 | | その他営業費 | 固定資産除却費 | | を |
| 「 | | その他営業費 | 固定資産除却費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 | 貸倒引当金として計上するための繰入額 | に |
| 改め、 | | | | | |
| 「 | | 繰延勘定償却 | 企業債発行差金 償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却 | | を |
| 削り、 | | | | | |
| 「 | 特別損失 | 固定資産売却損 臨時損失 | | | を |
| 「 | 特別損失 | 固定資産売却損 減損損失 | | 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は | |

| | | | | |
|--|--|---------|--|---|
| | | 災害による損失 | 減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 災害による巨額の臨時損失 | に |
|--|--|---------|--|---|

改める。

別表費用 (2) 土地造成事業の表中

| | | | | | |
|--|--|--|-----|--|---|
| | | | 手当等 | 職員の扶養、地域、通勤、特殊勤務、超過勤務、夜勤、宿日直、休日勤務、管理職、期末、勤勉手当等に区分して整理する。 | を |
|--|--|--|-----|--|---|

| | | | | | |
|--|--|--|-----------------|--|----|
| | | | 手当等 賞与引当金繰入額 | 職員の扶養、地域、通勤、特殊勤務、超過勤務、夜勤、宿日直、休日勤務、管理職、期末、勤勉手当等に区分して整理する。 賞与引当金として計上するための繰入額 | に、 |
|--|--|--|-----------------|--|----|

「退職給与金」を「退職給付費」に、

| | | | | | |
|--|--|--|-----|-------------------|---|
| | | | 修繕費 | 固定資産の修繕に関する費用をいう。 | を |
|--|--|--|-----|-------------------|---|

| | | | | | |
|--|--|--|-------------------------------|---|----|
| | | | 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 | 固定資産の修繕に関する費用をいう。 修繕引当金として計上するための繰入額 特別修繕引当金として計上するための繰入額 | に、 |
|--|--|--|-------------------------------|---|----|

| | | | | | |
|--|--|--|---------|--|---|
| | | | 棚卸資産減耗費 | | を |
|--|--|--|---------|--|---|

| | | | | | |
|--|--|--|----------------------------------|--|----|
| | | | 棚卸資産減耗費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 | 貸倒引当金として計上するための繰入額 規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額 | に、 |
|--|--|--|----------------------------------|--|----|

| | | | | | |
|--|--|--------|--|--|---|
| | | その他営業費 | | | を |
|--|--|--------|--|--|---|

| | | | | | |
|--|--|--------|---------|--|---|
| | | その他営業費 | 棚卸資産減耗費 | | に |
|--|--|--------|---------|--|---|

改め、

| | | | | | |
|--|--|--------|--|--|--|
| | | 繰延勘定償却 | | | |
|--|--|--------|--|--|--|

| | | | | | |
|---------------------------------|------|--|--|--|----|
| | | | 企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却 | | を |
| 削り、 | | | | | |
| 「 | 特別損失 | 固定資産売却損 臨時損失 | | | を |
| 「 | 特別損失 | 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 | | 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 災害による巨額の臨時損失 | に |
| 改める。 | | | | | |
| 別表資産固定資産 (1) 工業用水道事業の表中「立木」を削り、 | | | | | |
| 「 | | 工具器具及び備品減価償却累計額 | | | を |
| 「 | | 工具器具及び備品減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 | | 有形固定資産 (建設仮勘定を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 | に、 |
| 「 | | | 施設利用権 | 電気ガス供給施設利用権専用側線利用権等 | を |
| 「 | | | 施設利用権 リース資産 | 電気ガス供給施設利用権専用側線利用権等 無形固定資産 (営業権を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 | に、 |
| 「投資 | | | | | を |

| | | | | |
|-----------|--------------|----------|----------------------------------|----|
| 「投資その他の資産 | | | | に、 |
| | | その他長期貸付金 | | を |
| | 貸倒引当金 | その他長期貸付金 | 投資その他の資産の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの | に、 |
| | その他投資 | | | を |
| | その他投資減価償却累計額 | | 投資その他の資産に係る減価償却累計額 | に |

改める。

別表資産固定資産 (2) 土地造成事業の表中

| | | | | |
|-----------|--|--|--|----|
| | 工具器具及び備品減価償却累計額 | | | を |
| | 工具器具及び備品減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 | | 有形固定資産 (建設仮勘定を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 | に、 |
| | 施設利用権 | | | を |
| | 施設利用権 リース資産 | | 無形固定資産 (営業権を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産 | に、 |
| 「投資 | | | | を |
| 「投資その他の資産 | | | | に、 |

| | | | | |
|---|------------------|--------------|--------------------------------------|----|
| 「 | | その他長期貸付 金 | | を |
| 「 | 貸倒引当金 | その他長期貸付 金 | 投資その他の資産の回収不能による 損失に備えるために引き当てるもの | に、 |
| 「 | その他投資 | | | を |
| 「 | その他投資 減価償却累計額 | | 投資その他の資産に係る減価償却累 計額 | に |

改める。

別表資産流動資産の表中「現金預金」を「現金・預金」に改め、

| | | | | | |
|---|--------------|--------|----------------|--|---|
| 「 | 有価証券 | その他未収金 | 諸売却代 その他未収金 | 随時現金化される有価証券で一時的 所有の目的で保有されるものをいう。 | を |
| 「 | 有価証券 受取手形 | その他未収金 | 諸売却代 その他未収金 | 随時現金化される有価証券で一時的 所有の目的で保有されるものをいう。 通常の業務活動において発生した手 形債権 | に |

改め、「職員貸付金」を削り、

| | | | | |
|---|---------------|--------|--|---|
| 「 | | その他前払金 | | を |
| 「 | 未収収益 貸倒引当金 | その他前払金 | 一定の契約に従い、継続して役務の 提供を行う場合に既に提供した役務 に対していまだ支払を受けていない もの 流動資産の回収不能による損失に備 えるために引き当てるもの | に |

改める。

別表資産繰延勘定の表を削る。

別表資本資本金の表中「自己資本金」を「資本金」に、「地方公営企業法施行令第25条等による組入額」を「剰余金から資本金に組み入れた額」に改め、「借入資本金」、「企業債」及び「他会計借入金」

を削る。

別表資本剰余金の表中

| | | | | | |
|---|---|---------------|--|--|-----|
| 「 | 受贈財産評価額 寄附金 補助金 交付金 工事負担金 | 電源立地特別交 付金 | | 贈与を受けた財産の評価額 建設又は改良に要する資金に充てる ための寄附金 | 」を |
| 「 | 受贈財産評価額 寄附金 補助金 工事負担金 | | | 償却資産以外の固定資産の贈与を受 けた財産の評価額 償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた寄附金 償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた補助金 償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた工事負担金 | 」に、 |
| 「 | 当年度未処分利 益剰余金 (又は 当該年度未処理 欠損金) 繰越利益剰余金 年度末残高 (又 は繰越欠損金年 度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失) | | | | 」を |
| 「 | 当年度未処分利 益剰余金 (当 年度未処理欠 損金) 繰越利益剰余金 年度末残高 (繰 越欠損金年度末 残高) 当年度純利益 (当年度純損失) | | | 当年度末における繰越利益剰余金 (繰 越欠損金) の額に当年度の純利益 (純損失) の金額を加減した額 前年度未処分利益剰余金 (前年度未 処理欠損金) の額から前年度利益剰 余金処分額 (前年度欠損金処理額) を控除して得た繰越利益剰余金の額 当年度の損益取引の結果発生した純 利益 (純損失) | 」に |

改める。

別表負債固定負債の表中

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|----|
| 「 | 企業債 他会計借入金 引当金 退職給与引当金 修繕準備引当金 (何) 引当金 | | | | 」を |
| 「 | 企業債 | | | | 」 |

| | | | |
|--------|-------------------------------|---|-------|
| 他会計借入金 | 建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 | 建設改良費等（建設若しくは改良に 要する経費又は地方債に関する省令 （平成18年総務省令第54号）第12条 に規定する公営企業の建設又は改良 に要する経費に準ずる経費をいう。 以下同じ。）の財源に充てるために 発行する企業債（1年内に償還期限 の到来するものを除く。） | に改める。 |
| | その他の企業債 | 建設改良費等以外の財源に充てるた めに発行する企業債（1年内に償還 期限の到来するものを除く。） | |
| リース債務 | 建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金 | 建設改良費等の財源に充てるために 他の会計から繰り入れた借入金（1 年内に返済期限の到来するものを除 く。） | |
| | その他の長期借 入金 | 建設改良費等以外の財源に充てるた めに他の会計から繰り入れた借入金 （1年内に返済期限の到来するもの を除く。） | |
| 引当金 | 退職給付引当金 | ファイナンス・リース取引における リース債務（1年内に支払期限の到 来するものを除く。） | |
| | 修繕引当金 | 将来生ずることが予想される職員に 対する退職手当の支払に充てるため の引当額 | |
| | 特別修繕引当金 | | |
| | その他引当金 | 数事業年度ごとに定期的に行われる 特別の修繕に備えて計上する引当金 | |

別表負債流動負債の表中

| | | | |
|--------------|-------------------------------|---|----|
| 企業債 一時借入金 | | | を |
| 企業債 | 建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債 | 1年内に償還期限の到来する建設改 良費等の財源に充てるために発行す る企業債 | に、 |
| 他会計借入金 | その他の企業債 | 1年内に償還期限の到来する建設改 良費等以外の財源に充てるために発 行する企業債 | |
| 一時借入金 | 建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金 | 1年内に返済期限の到来する建設改 良費等の財源に充てるために他の会 計から繰り入れた借入金 | |
| リース債務 | その他の長期借 入金 | 1年内に返済期限の到来する建設改 良費等以外の財源に充てるために他 の会計から繰り入れた借入金 | |
| | 営業外前受金 | | を |

| | | | |
|------|--------|--|-------|
| 前受収益 | 営業外前受金 | 前受利息、前受賃貸料等の一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価等の前受額 | に改める。 |
| 引当金 | 賞与引当金 | 翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金 | |
| | その他引当金 | | |

別表負債流動負債の次に次の 1 表を加える。

繰延収益

| 款 | 項 | 目 | 備考 |
|------|-------------|---|--|
| 繰延収益 | 長期前受金 | | 償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額 |
| | 長期前受金収益化累計額 | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年度以前の事業年度に係る会計その他の財務の処理については、なお従前の例による。